高圧ガス製造事業所に係る保安検査の実施及び手続き等の要領（令和８年度）

県が行う高圧ガス製造事業所に係る保安検査の実施及び手続き等については、次のとおりとする。

なお、指定保安検査機関が行う保安検査を受検する場合は、事前に県産業保安課まで様式７（指定保安検査機関保安検査受検通知書）により連絡すること。また、県以外で保安検査を受検した場合は様式５（高圧ガス保安協会保安検査受検届書）又は様式６（指定保安検査機関保安検査受検届書）を、認定保安検査実施者の場合は様式３－１（製造施設保安検査結果報告書）及び様式３－２（貯槽開放検査結果報告書）を提出すること。

Ⅰ　保安検査申請書等の提出について

保安検査の実施に先立ち、次の１及び２の表の区分により、保安検査申請書等を作成し提出する。

１　各事業所ごとに提出するもの。

内　　容	提出部数	提　出　期　限
別紙Ａ－１ 保安検査申請書 （手数料とともに提出）	２部	当該年度における事業所の最初の**検査予定日の１か月前までに提出**すること。 （ただし、検査予定日が４月の場合は、４月１日以後のなるべく早い時期に提出すること。）
別紙Ａ－２ 高圧ガス製造事業所定期修理保安検査計画一覧表	２部	
別紙Ａ－３ 高圧ガス貯槽一覧表	２部	

２　各施設（プラント）又は貯槽ごとに提出するもの。

内　　容	提出部数	提 出 期 限　　そ の 他
別紙Ｂ－１ 高圧ガス製造事業所保安検査事前連絡書	各施設又は開放貯槽ごと２部	各製造施設又は開放する貯槽ごとに**検査予定日の２週間前までに提出**すること。 なお、検査日が１日の場合は、上記の保安検査申請書（別紙Ａ－１）等と同時に提出しても差し支えない。
別紙Ｂ－２ 貯槽開放検査計画書	開放する貯槽ごとに２部	
別紙Ｂ－３ 重要設備一覧表	２部	別紙Ｂ－３は、コンビナート等保安規則適用事業所のみ提出する。

注意：①各用紙が不足する場合は、コピーをとって作成すること。

②別紙Ａ－３、Ｂ－２等において「貯槽」とは、球形、円筒形、ＣＥ、平底等の形態の貯蔵を目的とする槽類を示し、反応槽や中間槽は含まない。

③提出部数２部のうち１部は、手続き時に収受印を押して、申請者の控えとして返却するので、正本のコピーでよい。

④圧力の単位は、MPa で統一すること。

Ⅱ　保安検査の日程等について

保安検査の日程等（検査日）は、事業所の区分により次表のとおり定める。

※別紙予定表（１）～（４）は、別途、県産業保安課から各事業者へ通知された文書に記載されたものとする。

事　業　所　の　区　分	検　査　日
別紙予定表（１）で指定されている事業所 １　液化石油ガス保安規則が適用される施設のうち充てん所、容器検査所、消費のための製造施設、移動式製造施設、オートガススタンドの施設を持つ事業所 ２　エアゾール製造施設のみを持つ事業所	別紙予定表（１） に指定する日
別紙予定表（２）で指定されている事業所 液化酸素、液化窒素、液化アルゴン、液化炭酸ガスの消費のための製造施設を持つ事業所 注意：製造施設のうち、二重殻真空断熱式構造の加圧蒸発器付低温貯槽及び蒸発器については、保安検査の期間が３年に１回であり、令和５年度に受検していれば、次回の保安検査は令和８年度となる。 なお、製造施設のうち、上記以外については毎年受検する必要がある。	別紙予定表（２） に指定する日 ［申請手続きについても 別紙予定表（２） 参照のこと］
別紙予定表（３）で指定されている事業所 空気圧縮装置、不活性ガス圧縮装置、空気液化分離装置及び液化酸素の気化器（超低温容器に接続されたものに限る。）のみの事業所 注意：空気圧縮装置、不活性ガス圧縮装置及び液化酸素の気化器は保安検査の期間が２年であり、令和６年度に受検していれば、次回の保安検査は令和８年度となる。	別紙予定表（３） に指定する日
別紙予定表（４）で指定されている事業所 一般高圧ガス保安規則が適用される事業所 （他の区分の事業所を除く。）	別紙予定表（４） に指定する日
予定表等で日程が指定されていない事業所 コンビナート等保安規則が適用される事業所	保安検査基準日から所定の範囲内となるように検査日を定めて申請すること

注意：①検査日の変更等を希望する場合は、事前に県産業保安課と協議すること。

②前年度に施設の新設等があった事業所は、別紙予定表の期日にかかわらず保安検査を受検すべき期日が変更となる場合があるので、県産業保安課と協議すること。

Ⅲ　保安検査手数料について

県が定める「使用料及び手数料条例」に基づき、必要な手数料の金額は、事業所全ての高圧ガス処理量の合計から、次表１又は２により算出すること。

１　移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者以外の者。

１日の処理容積	手数料
１，０００万m^3 以上	６１０，０００円
１００万m^3 以上　１，０００万m^3 未満	３７０，０００円
５０万m^3 以上　１００万m^3 未満	２５０，０００円
１０万m^3 以上　５０万m^3 未満	１５０，０００円
２５，０００m^3 以上　１０万m^3 未満	１２０，０００円
５，０００m^3 以上　２５，０００m^3 未満	９５，０００円
１，０００m^3 以上　５，０００m^3 未満	７５，０００円
２００m^3 以上　１，０００m^3 未満	６０，０００円
１００m^3 以上　２００m^3 未満	３３，０００円

２　移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者。

１日の処理容積	手数料
１，０００万m^3 以上	９５，０００円
５００万m^3 以上　１，０００万m^3 未満	８０，０００円
１００万m^3 以上　５００万m^3 未満	６４，０００円
５０万m^3 以上　１００万m^3 未満	４７，０００円
１０万m^3 以上　５０万m^3 未満	３１，０００円
２５，０００m^3 以上　１０万m^3 未満	２２，０００円
５，０００m^3 以上　２５，０００m^3 未満	２０，０００円
１，０００m^3 以上　５，０００m^3 未満	１５，０００円
２００m^3 以上　１，０００m^3 未満	１２，０００円
１００m^3 以上　２００m^3 未満	７，７００円

注意：①上記の表は、令和８年３月１日現在の金額を示す。（「使用料及び手数料条例」の改正により金額が変更になる場合があります。）

②定置式設備と移動式設備の両方を使用している事業所の手数料金額は上記１の表によること。

③休止施設及び保安検査を受検しない施設がある場合は、手数料が減額となることがあるので、事前に協議すること。

④手数料は千葉県収入証紙かキャッシュレス決済（電子申請システム又は窓口）により納付すること。

⑤手数料を千葉県収入証紙で納付する場合は、千葉県収入証紙貼付用紙（別紙Ａ－４－１、２）に貼付し、保安検査申請書（別紙Ａ－１）等とともに提出すること。

Ⅳ　保安検査の実施について

１　保安検査は、高圧ガス保安法第３５条（保安検査）の規定により、高圧ガス製造施設に対して同法第８条（許可の基準）に定める基準に対する適合維持の可否を判定するもので、必要に応じ同法第１１条第３項の規定により施設の改善等を命ずることがある。

なお、保安検査の方法については一般則 別表第３、コンビ則 別表第４、冷凍則 別表第２又は告示の定める高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ０８５０各保安検査基準による。

２　保安検査においては、併せて立入検査を実施し、各種帳簿類の閲覧、関係者への質問及び他の高圧ガス関係施設の確認などを行い、必要に応じ改善等を命ずることがある。

３　高圧ガス設備の内部及び外部の検査（いわゆる開放検査）は、設備の種類及び材質等に応じた的確な周期で実施するよう計画すること。

４　高圧ガス設備（貯槽に限る。）の検査の結果、欠陥等が発見され、溶接補修等の処置の必要が認められる場合は、その工程等について早急に県産業保安課と協議すること。

なお、高圧ガス貯槽に係る開放検査について、原則として県産業保安課による立会は行わないが、開放時に欠陥等が発見され、溶接補修等の処置の必要が認められる場合は、当該処置後に開放検査の立会を実施し、補修等の状況を確認する。

５　設備の検査期間中、他の施設又は容器から仮設配管等によりガスの供給を行うときは、法第１４条第１項の規定による変更許可が必要となる場合があるので、事前に県産業保安課と協議すること。

６　機器の試験や計測に長時間を要するものであって、事前に検査委託業者等による検査を実施した場合は、その記録を残しておくこと。

７　保安検査終了時又は終了後、下記の様式による検査結果報告書を県産業保安課へ提出すること。

（１）施設検査結果報告書　様式１*（ただし、コンビ則適用事業所は、様式４－１（１）（３）（４）又は（２）（３）（４）のいずれかの様式にて、認定保安検査実施者については、様式３－１（１）（３）（４）又は（２）（３）（４）のいずれかの様式にて提出すること。）*

（２）貯槽開放検査結果報告書　様式２（開放検査を行った貯槽についての報告。ただし、*コンビ則適用事業所は、様式４－２にて、認定保安検査実施者については、様式３－２にて提出すること。）*

（３）認定保安検査実施者については、検査実施後、概ね２カ月程度で保安検査記録届書を提出すること。なお、事業所の都合によって、検査日から２カ月程度を超えて保安検査記録届書を提出しようとする場合には、特定施設名（貯槽番号）、検査予定日、検査記録の提出予定日及びその理由を年度当初に県産業保安課へ報告すること。

８　保安検査において改善等の指示を受けた事項については、追って改善の結果又は改善の計画を県産業保安課へ書面により報告すること。

９　検査にあたり、次の資料を参考とすること。ただし、資料は最新版のものを用いること。

①高圧ガス保安法規集　高圧ガス保安協会発行
②JLPA 501 ＬＰガスプラント検査基準　日本エルピーガスプラント協会発行
③JLPA 501-2 保安検査実施要領 液化石油ガス保安規則関係（第１種及び第２種製造設備関係　日本エルピーガスプラント協会発行
④JLPA 501-3 保安検査実施要領 液化石油ガス保安規則関係（液化石油ガススタンド）　日本エルピーガスプラント協会発行
⑤JLPA 501-4 保安検査実施要領 液化石油ガス保安規則関係（移動式製造設備関係）　日本エルピーガスプラント協会発行

１０　保安検査に際しては、保安係員（法第２７条の３に該当する場合は保安主任者）又は保安監督者が立ち会うこと。

Ⅴ　保安検査時の保安対策について

検査及び整備の作業に伴う災害等の発生を防止するため、特に次の事項に留意すること。

１　作業に先立ち、安全対策の担当者を選任し、作業に係る指示及び連絡の系統について、事業所従業員並びに作業を委託する外部業者などの関係者に対し十分な教育を行うこと。

なお、安全対策の担当者は、作業内容について十分な打合せを行い、作業に立ち会い、監督をすること。

２　作業に際して、可燃性物質、火気、電動機器類、高圧コンプレッサー等を使用する場合又はクレーン車等の重機が進入する場合は、それらの使用場所の制限及び使用方法等について、作業者への周知を図ること。

特に可燃性ガスの設備に係る作業においては、着火源となり得るものを厳に持ち込まないこと。

３　ガスを大気中に放出する場合（気密試験後の不活性ガスの放出も含む。）は、立地条件、気象状態、ガスの性質等に十分注意して少量ずつ放出するものとし、臭気、騒音等の発生するおそれがある場合は、周辺の住民及び事業所等への連絡を考慮すること。

４　機器を開放して、内部で作業を行う場合は、他の部分との遮断方法、内部の残ガスや酸素濃度等の環境の確認に十分注意すること。特に残ガス処理は十分に行うこと。

５　耐圧試験又は気密試験を行う場合は、加圧の方法、加圧する流体の種類、圧力、温度、加圧速度、加圧範囲、加圧される部分の強度などについて事前に十分検討すること。

６　機器の点検整備を、機器メーカーや専門業者等に委託する場合は、作業の内容及び結果等についての技術的情報の交換が十分に行われるよう配慮すること。

７　運転再開に際しては、各部分の復旧状態を確認する方法及びスタートアップの手順並びにこれらの監督について、十分検討すること。

８　施設が異常な状態となったときの判断基準、応急措置の是非などについて、施設ごとに検討し、関係者への周知を図ること。

９　万一の災害発生に備え、事業所内の対応方法（担当者の役割分担、防消火体制、通報体制、他施設との遮断、作業者等の避難経路等）について、訓練等により関係者への周知を図っておくこと。

１０　開放検査時に水張り等を行う場合は、例示基準等を参考に安全対策を行うこと。

Ⅵ　連絡先

千葉県防災危機管理部産業保安課　保安対策室
〒２６０－８６６７　千葉市中央区市場町１番１号
電話：043-223-2736、043-223-2729